

令和8年度プロフェッショナル人材確保補助金

プロフェッショナル人材を受け入れる県内の事業所が負担する経費の一部を県が補助します！ぜひご活用ください！



副業・兼業人材を活用する場合

プロフェッショナル人材新規活用事業

対象	副業・兼業人材として、プロフェッショナル人材を新規に受け入れる県内の事業所
補助率	補助対象経費の8/10以内
補助上限額	50万円/人
補助対象経費	①登録人材紹介事業者に支払う人材紹介手数料 ②人材活用に係る報酬・委託料 ③旅費(交通費及び宿泊費)
備考	※業務委託契約等の期間が6か月までの人材が対象 ※1事業者につき1回(1名)限り ※過去に岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点の取次ぎによる登録人材紹介事業者からの紹介により、プロフェッショナル人材を業務委託契約等で従事させた実績がないこと(補助金活用の有無にかかわらず)

プロフェッショナル人材活用事業

対象	副業・兼業人材として、県外のプロフェッショナル人材を受け入れる県内の事業所
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助上限額	20万円/人
補助対象経費	①登録人材紹介事業者に支払う人材紹介手数料 ②旅費(交通費及び宿泊費)
備考	※県外の事業所において10年以上の実務経験を有し、かつ、現在の勤務先が県外の事業所である人材が対象 ※1事業者につき同一年度1回(1名)限り ※同一人材に係る交付は人材紹介手数料1回、旅費は3回まで

DX人材活用事業

対象	副業・兼業人材として、即戦力となるDX人材を受け入れる県内の事業所
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助上限額	20万円/人
補助対象経費	登録人材紹介事業者に支払う人材紹介手数料
備考	※IT分野において3年以上の実務経験を有し、かつ、DXを実行するために必要な知識又は技能を有する人材が対象 ※1事業者につき同一年度1回(1名)限り

人材を雇用する場合



プロフェッショナル人材雇用事業

対象	県外のプロフェッショナル人材を受け入れる県内の事業所
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助上限額	50万円/人
補助対象経費	登録人材紹介事業者に支払う人材紹介手数料
備考	※県外の事業所において10年以上の実務経験を有し、かつ、直近の勤務先が県外の事業所である人材が対象 ※1事業者につき1回(1名)限り ※過去に旧補助金岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金の交付を受けている場合は交付の対象としない

DX人材雇用事業

対象	県外の即戦力となるDX人材を受け入れる県内の事業所
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助上限額	中核人材200万円/人 実務人材100万円/人
補助対象経費	登録人材紹介事業者に支払う人材紹介手数料
人材について	【中核人材】 IT分野において10年以上の実務経験を有し、かつ、DXを具現化するために必要な知識又は技能を有するもので、次のいずれかに相当するもの ①プロデューサー(DXを統括する立場にある者) ②ビジネスデザイナー(DXの企画、立案、推進を担う者) 【実務人材】 IT分野において3年以上の実務経験を有し、かつ、DXを実行するために必要な知識又は技能を有するもので、次のいずれかに相当するもの ①アーキテクト(DX及びデジタルビジネスに関するシステムを設計する者) ②データサイエンティスト/AIエンジニア(収集したデータを解析する者) ③UXデザイナー(ユーザに対するデザインを担当する者) ④エンジニア/プログラマー(デジタルシステムの実装及びインフラ環境を構築する者)
備考	※直近の勤務先が県外の事業所であること ※1事業者につき同一年度1回(1名)限り

補助対象者

- (1)県内に事業所を有すること
- (2)人材を県内の事業所において雇用または副業兼業人材として従事させること
- (3)岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点に企業情報シートを提出し、受付がなされていること
- (4)県税に係る未納の徴収金がないこと
- (5)宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと

書類のダウンロードはHPから



岐阜県プロフェッショナル人材確保補助金



※人材従事開始の10日前までに下記担当課にご提出ください。

お問合せ・報告・書類の提出先



岐阜県商工労働部 産業人材課 人材確保係

☎058-272-8406 ✉c11369@pref.gifu.lg.jp